

第 3 回 県央交通圏・湘南交通圏・小田原交通圏

タクシー事業適正化・活性化協議会

合同協議会 議事概要

○日 時 平成 28 年 11 月 2 日（水）10 時 00 分～11 時 25 分

○場 所 平塚プレジール（農協会館）6 階「若松」

○出 席 県央・湘南・小田原 交通圏合同タクシー事業適正化・活性化協議会 配席図参照

○資 料

資料 1-1 『県央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱』

資料 1-2 『湘南交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱』

資料 1-3 『小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正案）』

資料 2 『タクシー事業の現状について』

資料 3 『活性化の取り組み状況（抜粋）』

資料 4 『準特定地域における適正と考えられる車両数について』

資料 5 『公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更に関する通知について』

参考資料 1 『タクシー事業の活性化に係る改正特措法施行後の取り組み状況について（県央交通圏）』

参考資料 2 『タクシー事業の活性化に係る改正特措法施行後の取り組み状況について（湘南交通圏）』

参考資料 3 『タクシー事業の活性化に係る改正特措法施行後の取り組み状況について（小田原交通圏）』

○開 会

【会田専務】・開会 ・司会者自己紹介 ・協議会成立報告（設置要綱第 5 条第 15 項） ・協議会は原則として公開とする。（設置要綱第 5 条第 14 項） ・報道陣の冒頭のみ写真撮影のお願い ・資料過不足の確認 ・新メンバーの紹介：海野委員（小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱第 4 条第 1 項（2）タクシー区分）、人事異動等により変更となった方々の紹介：神奈川県県土整備局都市部交通企画課長 福島委員、本日は、所用のため、代理で金岡主査様ご出席、平塚市まちづくり政策部交通政策課長 熊澤委員、藤沢市計画建築部都市計画課長 三上委員、本日は、所用のため、代理で阿部主任様ご出席、厚木市まちづくり計画部都市計画課長 小宮委員、本日は、所用のため、代理で北村主査様ご出席、大和市街づくり計画部街づくり総務課長 両宮委員、本日は、所用のため、代理で三井田主査様ご出席、伊勢原市都市部都市整備課長 藤堂委員、本日は、所用のため、代理で高梨係長様ご出席、海老名市まちづくり部都市計画課長 清田委員、座間市都市部都市計画課長 北川委員、寒川町都市建設部都市計画課長 小林委員、本日は、所用のため、代理で前田主任主事様ご出席、中井町企画課長 金子委員、本日は、所用のため欠席、神奈川県個人タクシー協会副会長 三好委員、藤沢商工会議所専務理事 竹村委員、神奈川県警察本部交通部交通規制課長 渋谷委員、本日は、所用のため欠席、神奈川県労働局厚木労働基準監督署長 岡部委員、本日は、所用のため、代理で木暮副署長様ご出席、神奈川県労働局

藤沢労働基準監督署長 鹿島委員、小田原市都市部長 佐藤委員、本日は、所用のため、代理で松本副課長様ご出席、なお、本日欠席の委員の皆様から会長に一任する旨の委任状を頂いている事の報告、神奈川運輸支局の方々のオブザーバーとしてご出席の報告。

それでは早速議事に入りたいと思います。ここからの進行は、3交通圏の会長であります岡村会長にお任せ致しますので、よろしくお願い致します。

【岡村会長】 それでは、議事次第に従って進行させていただきます。議題（1）小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について、を事務局より説明をお願い致します。

【会田専務】 それでは、資料 1-3 の「小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正案）」をご覧ください。本設置要綱第 4 条第 1 項（2）タクシー事業者等の区分として、「④富士箱根交通株式会社 代表取締役」に代わりまして、先程ご紹介致しました「④株式会社箱根タクシー代表取締役」を新たな構成員として加えさせて頂きたいと思っております。

【岡村会長】 新たな構成員の加入・脱退でございます。設置要綱第 4 条第 2 項の規定によりまして、任意に加入又は脱退する事ができるようになっておりますので、特段ご意見はないということですのでよろしいでしょうか。

*** 異議無し ***

それでは、設置要綱の改正につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。次に議題（2）タクシー事業の現状について、神奈川運輸支局より説明をお願いします。

【三上首席】 それではご説明させていただきます。資料 2 の「タクシー事業の現状について」をご覧ください。1 ページ目は、昨年も配布している資料です。県央、湘南、小田原各交通圏につきましては、平成 26 年 1 月 27 日の改正で準特定地域と大臣に指定されており、協議会の開催、事業者の活性化事業計画の認定、新規参入は許可制、増車は認可制、公定幅運賃の関係と制度が示されております。2 ページ目は、本年 10 月 1 日現在の国土交通省で指定された全国の準特定地域の一覧です。神奈川の県央、湘南、小田原交通圏が赤字で示されており、全国 638 交通圏の中で 116 地域が準特定地域に指定されています。3 ページ目は、準特定地域における活性化事業計画の認定申請状況等を示した表です。一番下の表は、旧タクシー特措法時の基準車両数と適正車両数（参考）となっており、県央交通圏は、平成 20 年 7 月 11 日に、湘南、小田原交通圏に関しては、平成 21 年 7 月 11 日に特定特別監視地域に指定をされています。その時点を基準車両数として、県央交通圏 10.8%、湘南交通圏 9.3%、小田原交通圏 12.9%と各事業者の皆様が、減車、休車を取り組んで削減された数値です。あくまでも参考です。次に真ん中の表です。昨年 1 月 27 日に公示をした適正と考えられる車両数について、本年 8 月 1 日付けで一部改正をしており、新たな適正車両数となります。県央交通圏の適正車両数は、上限値が 2,380 両、平成 28 年 9 月末現在の車両が現在 2,227 両、それでも乖離率が-6.9%と上限値の数字を下回っております。湘南交通圏の適正車両数は、上限値が 370 両、平成 28 年 9 月末現在の車両が 389 両、乖離率が 4.9%、車両数では 19 両の差があります。小田原交通圏の適正車両数は、上限値が 417 両、平成 28 年 9 月末現在の車両が 503 両、乖離率が 17.1%、車両数では 86 両が上限値より多い状況になっております。4、5、6 ページ、県央交通圏は、平成 20 年 7 月、湘南、小田原交通圏は、平成 20 年 10 月からの車両数の推移を示しております。平成 20 年以降の特定特別監視地域、平成 21 年の特措法の施行以降、減休車に取り組んで来たところですが、最近においては、ほぼ横ばいとなっております。

ります。7 ページから 15 ページまでは、各交通圏の平成 19 年度から 27 年度の輸送人員、営業収入、日車収入、日車営業、日車実車キロ、実働率、実車率の推移を示しております。7 ページの①輸送人員、②営業収入の各交通圏は、緩やかな右肩下がりで推移しております。③日車営業、④日車実車キロは、交通圏ごとに差はありますが、平成 21 年度以降、横ばいか緩やかな右肩上がりで推移をしている状況です。これについては、各事業者の適正化の取り組みが大きな要因の一つと考えております。⑤実働率については、運転者不足等の問題もあって、各交通圏とも低い状況となっております。⑥実車率については、各交通圏とも横ばいとなっております。ただし、平成 27 年度の小田原交通圏は、箱根山の噴火の影響によって落ち込んでいる状況で、あまり参考にはなりません、異常値となっております。最近の小田原交通圏の実績は、回復基調になっていると思います。以上各交通圏の状況です。

【岡村会長】 ただいま神奈川運輸支局より「タクシー事業の現状について」説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はお願い致します。

***** 質問等なし *****

ありがとうございました。引き続き議題 **(3) 各交通圏の改正特措法施行後の活性化への取り組み状況について**、を事務局より説明をお願いします。

【会田専務】 それではご説明させていただきます。資料 3 の「活性化の取り組み状況（抜粋）」をご覧ください。1 ページ目のユニバーサルデザイン車の導入促進です。神奈川県では、先駆的に導入を進めており、平成 27 年末現在、161 両導入しており、全国で 829 両のうち神奈川県の保有割合は、19.4%となります。トヨタ自動車がジャパンタクシーというユニバーサルデザイン車を来年の秋に発売する発表があり、事業者の方が見据えていると思われ、平成 26 年から車両は増えておりません。2 ページ目は、UD車両を運転するドライバーの資質向上のためにタクシーとユニバーサル社会、お客様とのコミュニケーション、お客様の理解と接遇・介助方法、車いすの取り扱い方と乗車、降車について、1 回の研修で 60 名の方が座学、実際に車両を使った UD ドライバー研修を行っております。神奈川県では、平成 23 年開始から 1,107 名が受講しており、全国では、法人個人併せて 21,608 名の方が受講、全国での神奈川県の法人個人を併せた受講割合は、5.5%となります。個人も昨年 10 月から認定され研修を実施しています。3 ページ目、最近では、昨年 11 月に横浜のみなとみらい赤十字病院に UD 専用乗り場の設置、今年度中には、新百合ヶ丘駅南口及び溝の口南口に UD 対応乗り場が設置予定となっております。4 ページ目、子育て、妊婦支援のタクシーもメニューに入っております。横浜の三ツ境交通の例では、親子で乗るカンガルーが多いようですが、他にもひよこ等の名称を付けて、親子で乗車、お子さま一人で乗車等、妊婦の方、陣痛の方への対応をしております。5 ページ目のタクシーの装置、ドライブレコーダーは、事故が起きた時に映像化され、事故の原因や状況、事故防止の意識が高まり 96.9%の装着率となっております。デジタルタコグラフ、運行記録計は、走りすぎやスピードの出し過ぎ等の運行の様子が分かる装置です。両装置とも全国から見ても神奈川の装着率は、高くなっております。6 ページ目、交通安全は非常に大事で、法人個人とも交通安全研修を行っており、法人は、交通指導員を制度化し、乗り場で街頭指導、街頭査察を行っております。事故防止コンクールや優良乗務員の表彰制度で安全性の維持向上に取り組んでおります。7 ページ目は、東日本大震災、熊本地震、鳥取地震等の災害が起きていますが、タクシー乗務中に起きた場合に

お客様の安全確保を図る等、「タクシー災害マニュアル」を作成致しました。8 ページ目は環境の件で、当初は、電気自動車を導入しておりましたが航続距離が短い等の課題もあるせいか増えていません。ハイブリッドに関しては、法人 518 両、個人 1,078 両、全国でも 11,485 両導入され、環境に貢献しております。9 ページ目、乗り場の混雑解消で、例えばショットガン方式は、乗り場から 1 両出て行くと、別の離れた待機場所からモニターを見て乗り場へ行くシステムです。現在も相模大野駅、藤沢駅南口、橋本駅南口で行われています。10、11 ページ目、交通不便地域では、タクシーの乗り合いが出来ます。細い道は、バスは大きいので、10 人乗り以下で乗り合いが出来るためタクシーを使い対応をしています。平成 24 年 4 月から秦野市のコミュニティタクシー、必要な時に呼ぶデマンドタクシーがあります。平成 28 年度から始まっている大磯の交通不便な場所においては、事前予約制により運行しています。12、13 ページ目、羽田空港の国際化で 2019 年ラグビーワールドカップ、2020 年東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、料金が分かり易い定額運賃がすでに導入されています。14 ページ目、インバウンドという事で予想以上に外国人の方に来て頂いておりますが、観光面でもおもてなしの心を持った乗務員を育てなければならぬと、「かながわ観光タクシードライバー認定制度」を設立して、研修、効果測定、試験に合格した乗務員が対応を致します。現在は、京浜交通圏が中心で行っておりますが、今後、箱根、小田原方面について充実した方向で進めて行く予定です。15 ページ目、神奈川県警察と犯罪防止等の協定を締結しております。平成 14 年 10 月、犯罪情報の手配、通報に関する協定で「安全・あんしんまちづくり」を推進しています。平成 26 年 3 月、先ほども申しましたが、ドライブレコーダーは、犯罪に関する事も映像を録画する可能性がありますので、映像の提供の協定を結んでおります。平成 26 年 12 月、路上で寝てしまうと轢過される可能性があるため、事故を防ぐために締結致しました。最近では、平成 28 年 7 月、地域安全に関する協定ですが、県警から振り込め詐欺等、多発地域のタクシー営業所に連絡が行き、慌てた高齢者がタクシーを利用した場合に声掛けをして、振り込め詐欺の未然防止を図る事を目的としています。16 ページ目、タクシーは、密室で犯罪に巻き込まれるケースもあります。ドライバーを守る事で、防犯ガラス、防犯灯、防犯カメラ等を設置しています。防犯カメラは、91.8%の車両で設置されております。緊急通報装置付き無線機は、スイッチを入れ防犯灯を点けて、犯人との会話が無線を通じて無線局等で聴ける装置です。17 ページ目、タクシー運転手の方の労働条件でグラフと表が載っていますが、平成 27 年の賃金では、タクシー運転者 410 万円、全産業 600 万円、200 万円近くの違いがあります。これは、あくまでも厚生労働省の賃金構造基本統計調査で抽出した形となるので、必ずしもこのようになる訳ではなく目安としてください。18 ページ目、タクシー運転手の数ですが、少なくなっています。京浜交通圏の運転者の年齢が平均 60.7 歳、相模、湘南、小田原交通圏は、59.1 歳と高齢化となっております。早急な対応が必要です。また、子育て中の女性が働き易く働き続ける事が出来る環境整備を行う事業者を支援、PR する事によって労働力不足の解消を図るため「女性ドライバー応援企業認定制度」が国土交通省の提案で、平成 28 年 5 月に創設、神奈川では 24 社が認定されております。19 ページ目、業界のイメージアップを SNS、ユーチューブ、フェイスブックを使い若い方に PR をしております。以上、簡単ですが活性化の報告をさせて頂きました。

【岡村会長】ただいま事務局より「各交通圏の改正特措法施行後の活性化への取り組み状況について」説明がりましたが、ご意見やご質問のある方はお願い致します。

【金岡代理(福島委員)】先日、京浜交通圏の協議会でもお話をさせて頂きましたが、ユニバーサルデザイン車両の導入が、中々お金が掛かるという事で、UDタクシー、福祉タクシー車両を新車で購入された場合は、自動車取得税、自動車税が一部減免となる制度がありますので、自動車税管理事務所へお問い合わせください。情報提供でございます。よろしくお願い致します。

【岡村会長】その他、ご質問等はございませんか。

***** その他質問等なし *****

引き続きご協力をよろしくお願い致します。次に議題(4)小田原交通圏の公定幅運賃の変更要請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

【会田専務】これは、小田原交通圏限定ですが、その他の方もお聞き頂ければと思います。ご説明致します。資料5をご覧ください。小田原交通圏のタクシー事業者から「小型車」の運賃区分を廃止し、普通車の運賃区分に統合することを目的として、運賃の変更を求める要請が関東運輸局あて提出され、関東運輸局において平成26年1月27日付け関東運輸局長公示の「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」に基づき、要否の判断を行った結果、公定幅運賃の変更を行う必要があると判断されたことから、当該公示に基づき協議会に対し意見書の提出が求められているところでございます。それでは具体的な要請内容につきまして、ご説明させていただきますので、資料5の2ページ目の別紙をご覧ください。まず要請状況ですが、小田原交通圏内の車両数503両に対し、要請のあった事業者の車両数の合計が491両で97.61%の要請率となっております。次に要請運賃概要ですが、表にありますとおり大きく4つの要請となっております。なかでも距離制運賃について説明しますと、一つ目は、初乗り運賃額を現行の730円と変えず、加算距離を260mから259mへ短縮したもの、二つ目は、初乗り運賃額を750円とし、加算距離を246mとしたもの、三つ目は、初乗り運賃額を760円とし、加算距離を221m～256mとしたもの、四つ目は、初乗り運賃額を770円とし、加算距離を246m～252mとしたものとなります。その他、時間制運賃等につきましては、表をご覧ください。なお、関東運輸局管内では、群馬県A・B地区、山梨県A地区、神奈川県小田原地区に小型車の運賃区分が残っておりまして、小型車の運賃区分の廃止の要請については、群馬県及び山梨県で先行した動きとなっております。以上でございます。

【岡村会長】ありがとうございました。事務局より説明のありました小田原交通圏の運賃の変更要請の概要等についてですが、小田原支部の曾我支部長から何か付け加えて説明する事はありましたら、お願い致します。

【曾我支部長】貴重なお時間を頂きありがとうございます。10年前の運賃改定の際に引き続き小型運賃を存続して来ました。現在使用されているセダン型車両が生産中止と決定され、次世代タクシーのUDタクシー等が発売となり、車両購入の環境が変化しています。小田原交通圏は、小田原、箱根、湯河原からなる観光地エリアです。利便性を優先した羽田空港、成田空港の定額運賃や富士山観光定額の導入、需要の変化にも対応しております。各事業者が、ラグビーワールドカップやオリンピック、パラリンピックを見据えて、インバウンドの対応、大型車両導入やハイグレード化に苦慮をしています。車両の保安基準が変更となり、車種の選択肢が広がりました

が、車両価格が高額になっております。長引く経営不況、経営環境、特に乗務員不足、高齢化と厳しい状況にあります。この状況を打開し、地域の皆様に喜ばれるタクシー事業者として、存続する意味においても運賃変更の必要に迫られている現状であります。今回の運賃変更は、乗務員等の労働環境の向上、整備も含まれております。小田原駅には、普通車、小型車、二つのタクシー乗り場があり、週末、深夜ではありますが、行列となります。並んだ列によってタクシーが順番に来ない等の不満、トラブルの原因となり、乗り場を統一する事で分かり易く順番通りにご乗車頂く事が出来ると考えております。先週、鴨宮駅のタクシー乗り場に段差があり、バイアフリー化で相談をしていましたが、小田原市様から改善工事を進めて行くとの事です。以上の事から地域タクシーの活性化、多様化、新車代替えが図られ、乗務員の労働環境をよくなり、お客様に安全で快適にご利用頂けるよう努力をして参ります。乗務員教育を一層強化して、当交通圏にお越しになる国内外、地域の方々の安全、安心を提供するための運賃変更となっている事をご理解頂ければと思います。最後になりますが、今後は、お客様への周知を含めて小田原市様や近隣の行政の方々には一層のご理解ご協力をお願い致します。

【岡村会長】 ありがとうございます。それではただいまの事務局の説明及び曾我支部長からの運賃変更に至った経緯をお聞かせ頂きました。何かご意見等がございますか。

【金子委員】 公定幅運賃という事で、①から④と四つのパターンがありますが、今後は、バラバラに出て来るのか、この内の一つになるのか教えてください。

【岡村会長】 これは、制度の説明ですので、オブザーバーからお願い致します。

【三上首席】 このパターンで各事業者から要請申請が出ていますが、小田原交通圏内の事業者から原価計算対象事業者の実績を頂いた上で、関東運輸局において適正な運賃を算出し公示致します。例えば、上限を750円とした場合は、下限までの幅が1割程度あるため、その幅の中から各事業者が選択して届け出をして頂きます。必ずしもここに記載されているものが、公示されるとは限りません。

【金子委員】 分かりました。ありがとうございます。

【岡村会長】 他は、確認も含めて何かありませんか。

【松本代理(佐藤委員)】 小田原市は、ラグビーワールドカップ日本代表の合宿地に予定されており、東京オリンピック、パラリンピックもあるので、小田原駅の乗り継ぎ環境が駅から、タクシー、バスの方に向けた案内表示のインバウンド対策に取り組んでおります。また、東西広場で乱横断が多いため、安全対策を検討しています。小田原市としても今後のインバウンド対策と安全対策について取り組んでおりますので、この場をお借りしてご協力をお願い致します。情報提供です。

【岡村会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

***** その他質問等なし *****

ご意見につきましては、とりまとめの上、関東運輸局長あて意見書として提出となります。次に議題**(5) その他**、ですが、何か事務局からお願い致します。

【会田専務】 事務局からは特段ございませんが、会長から話がありましたとおり、小田原交通圏の運賃変更に関してのご意見につきましては、本協議会の意見(特になしという意見)として関東運輸局長あて提出致しますのでご了承願います。以上です。

【岡村会長】 ありがとうございます。他に委員の皆様から何かございませんか。

【保坂委員】 タクシーを利用する立場で、情報化社会という事で、ホテル、公共施設等でパソコン等のインターネットを利用できる施設がありますが、今は、携帯電話、スマートフォンを持って移動され情報収集いたします。タクシーの中にスマートフォンを充電できる設備があったら嬉しいかなというのが一つ目です。二つ目は、雨の時、大きな傘が収納できる設備があれば嬉しいなと思います。三つ目は、我々も協力したいと思っておりますが、県タクシー協会のホームページを見ますと横浜、川崎、横須賀などは、2時間、3時間の定額で観光できるモデルコースがあるのに、その情報をホームページで知るくらいで、もっと、色々な媒体を使ってPRするのが、よいのではないかと思います。また、1時間で巡るショートサービスもあっても、いいのかなと思います。PRが周知されていないので、我々自治体をうまく使って頂いて色々な場面でPRするべきだと思います。鉄道、バスにはない、タクシーしか出来ない事をPRして、もっと乗って頂き、知って頂く事を戦略的にやった方がよいのではないかと思います。例えば、ロケ地ガイド、ちょこっと観光、桜の時期は、桜を巡る企画等あると思います。各自治体の観光課、観光協会を使って頂きタクシーの活性化になればと思います。

【岡村会長】 ありがとうございます。活性化という事で、ぜひ、業界、自治体の方々、関係の方々で連携して取り組んで頂ければと思います。ご意見、いかがでしょうか。

***** その他質問等なし *****

それでは、議事進行を事務局にお返しします。

【会田専務】 岡村会長、長時間にわたり議事の進行をお努め頂き、誠にありがとうございました。また、委員の皆様方には、業務ご多忙の中多数ご出席を頂き、長時間にわたり熱心なご議論を頂き、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。なお、次回の協議会につきましては、岡村会長と日程を協議のうえを開催したいと考えます。構成員の皆様には、改めましてご連絡を差し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは以上を持ちまして、「第3回県央交通圏・湘南交通圏・小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化合同協議会」を閉会と致します。本日は、誠にありがとうございました。